

生企第444号
平成31年3月5日

各警察署長殿

生活安全部長

「現役世代の参加促進を図る環境づくり支援事業」に係る物品の無償貸付の取扱いについて

現役世代の参加促進を図る環境づくり支援事業（以下「支援事業」という。）については、「「現役世代の参加促進を図る環境づくり支援事業」実施団体に対する支援について」（平成24年2月8日付け青警本生企第69号。以下「通達」という。）及び「「現役世代の参加促進を図る環境づくり支援事業」に係る物品の無償貸付の取扱いについて」（平成27年12月25日付青警本生企第401号。以下「旧通達」という。）により、平成23年度に支援事業を実施した団体（以下「実施団体」という。）に対して、引き続き物品の無償貸付等の支援を実施することとなった。

よって、実施団体に対して無償貸付している物品については、当面の間、当該物品の貸付期間を延長することとしたので、実施団体の活動地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）にあっては、物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律（昭和22年法律第229号）及び内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する内閣府令（昭和36年総理府令第23号。以下「府令」という。）に基づき、下記に定める所要の措置をとられたい。

なお、既に貸付している物品が著しく損耗するなど、今後の使用に耐えられない場合は、下記6に定める適切な指示等を行い、当該物品を除いた物品について貸付期間を延長されたい。

旧通達は廃止する。

記

1 無償貸付の申請

管轄警察署は、防犯パトロール用品（以下「貸付物品」という。）の無償貸付を受けようとする通達2(1)に規定する実施団体の代表者（以下「申請者」という。）に、府令第7条の規定に基づき、借受申請書（別記様式1）を警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に提出させること。

なお、提出方法等については別途指示する。

2 無償貸付の承認

上記1の申請について、貸付けが承認された場合は、次に掲げる貸付条件を付した上で貸付承認通知書（別記様式2）により、貸付けを承認しない場合はその旨を記載した通知書により、生活安全企画課を経由して申請者に通知する。

- (1) 貸付物品の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用は、貸付物品の無償貸付を受ける者（以下「借受人」という。）が負担すること。ただし、貸付けの性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認められるときは、その費用の全部又は一部を負担させないことができる。
- (2) 借受人は、貸付物品を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- (3) 借受人は、貸付物品を転貸しないこと。
- (4) 借受人は、貸付物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
- (5) 借受人は、貸付物品を指定された使用場所以外の場所では使用しないこと。
- (6) 借受人は、貸付物品を改造しないこと。ただし、貸付物品の改造を特に必要とするときは、借受人は、次に掲げる事項を記載した改造申請書を生活安全企画課に提出し、本職の承認を受けなければならない。
 - ア 改造を申請する者の氏名又は名称及び住所
 - イ 改造しようとする物品の品名及び数量
 - ウ 使用目的
 - エ 改造の内容及び改造を必要とする理由
 - オ その他参考となる事項
- (7) 借受人は、貸付物品を貸付期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- (8) 貸付物品は、借受人が貸付条件に違反したとき又は借受人が代表する実施団体が、通達3(2)に規定する実施団体に対する支援の取消しをされるなどにより、本職が特に必要と認めたときは、その指示するところに従い、速やかに返納すること。
- (9) 借受人は、貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨及び理由について詳細な報告書を生活安全企画課に提出し、その指示に従うこと。この場合において、当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
- (10) 借受人は、特定の貸付物品を、借受人が代表する実施団体の特定の構成員に常時保管させる場合は、貸付物品管理簿（別記様式3）を作成した上で、当該特定の構成員から確認印を徴すこと。
- (11) その他警察庁長官（以下「部局長」という。）が必要と認める条件。

3 貸付物品の引渡し

貸付物品の引渡しは、府令第9条の規定に基づき、上記2に規定する貸付承認通知書に定める期日及び場所において行うこととするが、この場合において、警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）第25条に規定する物品保管委託（貸付）

書により手続の上、貸付物品の引渡しを行う。

4 借受書

上記3の規定による貸付物品の引渡しをしようとするときは、府令第10条の規定に基づき、当該物品の借受人から借受書（別記様式4）を提出させることとするが、この場合において、管轄警察署は借受人から借受書を受領の上、生活安全企画課に提出し、生活安全企画課が同借受書を保管する。

5 弁償

- (1) 借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その旨の報告を受けた管轄警察署は、亡失又は損傷の経緯等について調書を作成し、生活安全企画課に報告すること。
- (2) 上記(1)の報告を受けた場合は、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであると認めるときは、府令第11条の規定に基づき、借受人にその損害を弁償させるために必要な措置をとらせることとする。

6 貸付物品の返納等

貸付期間の満了等により貸付物品の返納を受ける場合において、当該貸付物品のうち一定期間を経過し、他への転用ができず処分すべきもので、返納させないことにより警察の業務に支障が生じるおそれのないものについては、借受者に当該貸付物品の処分をさせることができるが、この場合において、管轄警察署は借受者が適切に処分を行うよう必要な指示等を行うこと。

7 その他

支援事業に係る物品の無償貸付について、本通達に定めのない事項は、必要に応じて部局長が別に定めることとなっている。

担当：生活安全企画課

犯罪抑止対策係

(別記様式1)

借 受 申 請 書

○ ○ 年 月 日

警察庁長官 殿

住 所

氏 名

㊞

下記の物品を無償貸付していただきたくお願ひいたします。

物 品 の 品 名 及 び 数 量	青色回転灯 個(1個まで) 車両用マグネットシート 組(1組まで) パトロールベスト 着(45着まで) 青色LED付き懐中電灯 個(9個まで)
使 用 目 的	支援事業実施団体において、青色防犯パトロールや夜間活動を始めとした各種防犯活動に用いるため。また、このような活動をとおして、現役世代による自主防犯活動を宣伝し、その参加促進と活動の活性化を図るため。
物 品 の 使 用 場 所	(○○県○○市○○丁目～○丁目等、活動範囲を記載)
借 受 け を 必 要 と す る 理 由	支援事業実施団体において、各種防犯活動等に用い、現役世代による自主防犯活動を宣伝し、その参加促進と活動の活性化を図るために必要であるため。
借 受 希 望 期 間	○○ 年 月 日 から ○○ 年 月 日 まで
そ の 他	

(別記様式2)

貸付承認通知書

○○年○月○日

○○県○○市○○一○一○

○○○○ 殿

警察庁長官

下記のとおり、物品を無償貸付します。

貸付物品の品名及び数量	青色回転灯 個(1個まで) 車両用マグネットシート 組(1組まで) パトロールベスト 着(45着まで) 青色LED付き懐中電灯 個(9個まで)
貸付期間	○○年○月○日から○○年○月○日まで
貸付目的	支援事業実施団体において、青色防犯パトロールや夜間活動を始めとした各種防犯活動に用いるため。また、このような活動をとおして、現役世代による自主防犯活動を宣伝し、その参加促進と活動の活性化を図るため。
貸付期日及び場所	○○年○月○日 ○○県○○市○○一○一○
貸付物品の使用場所	(○○県○○市○○丁目～○丁目等、活動範囲を記載)
返納期日及び場所	○○年○月○日 ○○県○○市○○一○一○
貸付条件	別紙貸付条件のとおり
その他	

貸付条件

- 1 貸付物品の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用は、貸付物品の無償貸付を受ける者（以下「借受人」という。）が負担すること。ただし、貸付けの性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認められるときは、その費用の全部又は一部を負担させないことができる。
- 2 借受人は、貸付物品を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- 3 借受人は、貸付物品を転貸しないこと。
- 4 借受人は、貸付物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
- 5 借受人は、貸付物品を指定された使用場所以外の場所では使用しないこと。
- 6 借受人は、貸付物品を改造しないこと。ただし、貸付物品の改造を特に必要とするときは、借受人は、次に掲げる事項を記載した改造申請書を、都道府県警察（方面）本部長（以下「物品管理官」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 改造を申請する者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 改造しようとする物品の品名及び数量
 - (3) 使用目的
 - (4) 改造の内容及び改造を必要とする理由
 - (5) その他参考となる事項
- 7 借受人は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- 8 貸付物品は、借受人が貸付条件に違反したとき又は借受人が代表する防犯ボランティア団体が、支援事業実施団体の選定の取消しをされる等により物品管理官が特に必要と認めたときは、物品管理官の指示するところに従い、速やかに返納すること。
- 9 借受人は、貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨及び理由について詳細な報告書を物品管理官に提出し、その指示に従うこと。この場合において、当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
- 10 借受人は、特定の貸付物品を、借受人が代表する防犯ボランティア団体の特定の構成員に常時保管させる場合は、貸付物品の管理簿（別記様式3）を作成した上で、当該特定の構成員から確認印を徴すこと。
- 11 その他警察庁長官が必要と認める条件。

(別記様式3)

貸付物品管理簿

貸付物品の借受人の住所及び氏名

○○県○○市○○-○-○

○○ ○○

物 品 名	数 量	保 管 者 名	保管開始日	確認印	保管終了日	備 考

(別記様式4)

借受書

○○年○月○日

警察庁長官 殿

住 所

氏 名

印

下記の物品を確かに借受けいたしました。

借受物品の品名 及 び 数 量	青色回転灯 個(1個まで) 車両用マグネットシート 組(1組まで) パトロールベスト 着(45着まで) 青色LED付き懐中電灯 個(9個まで)
借 受 期 間	○○ 年 ○ 月 ○ 日 から ○○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
返 納 期 日	○○ 年 ○ 月 ○ 日
返 納 場 所	○○県○○市○○一○一○

その他の

貸付条件に従い、借受物品を使用、管理いたします。